

寒川町町税条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| ～略～ | ～略～ |
| <p>第20条の2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p> | <p>第20条の2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</u></p> <p><u>第20条の3 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p><u>2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p><u>3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> |
| <p>第21条 (略)</p> <p>(施行規則<u>第15条の3第2項</u>の規定による補正の方法の申出)</p> | <p>第21条 (略)</p> <p>(施行規則<u>第15条の3第3項</u>の規定による補正の方法の申出)</p> |
| <p>第22条 施行規則<u>第15条の3第2項</u>の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者<u>全員の共有に属する共用部分</u>に係る建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第14条第1項から第3項までの規定による持分の割合</p> <p>(4) (略)</p> | <p>第22条 施行規則<u>第15条の3第3項</u>の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の<u>家屋</u> _____に係る建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第14条第1項から第3項までの規定による持分の割合</p> <p>(4) (略)</p> |
| <p>2 (略)</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>あん分</u>の申出)</p> | <p>2 (略)</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>按分</u>の申出)</p> |
| <p>第23条 法第352条の2第5項の規定による固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同条第1項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>第23条 法第352条の2第5項の規定による固定資産税額の<u>按分</u>の申出は、同条第1項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> |

(5) 法第352条の2第1項の規定により あん分する 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第27条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第27条の2において「避難の指示等」という。))が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第27条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第27条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年までの各年度

の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(5) 法第352条の2第1項の規定により 按分する 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第27条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第27条の2において「避難の指示等」という。))が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第27条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第27条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日

から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第27条の2において「被災市街地復興推進地域」という。))が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第27条の2において同じ。))には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日

から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。))の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 法第352条の2第3項の規定により あん分する 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

～略～

(被災住宅用地の申告)

第27条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日 以後3年 を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度

_____)の初日の属する年の1

(1)～(5) (略)

(6) 法第352条の2第3項の規定により 按分する 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

～略～

(被災住宅用地の申告)

第27条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日 から起算して3年 を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日 から起算して4年 を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1

月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

- 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年_____を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分_____)

_____) の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

～略～

(制定附則)

附 則

- 1～8 (略)

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 9 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

- 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

～略～

(制定附則)

附 則

- 1～8 (略)

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 9 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

11 法附則第15条第2項第1号、第2号、第3号、第7号、同条第33項第1号、第2号、同条第40項及び第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1)～(3) (略)

(4) 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合 4分の3

(5) 法附則第15条第33項第1号イ及びロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の2

(6) 法附則第15条第33項第2号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1

(7) 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合 4分の3

(8) (略)

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

11 法附則第15条第2項第1号、第2号、第3号、第7号、同条第32項第1号、第2号及び第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1)～(3) (略)

(4) 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合 4分の3

(5) 法附則第15条第32項第1号イ及びロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の2

(6) 法附則第15条第32項第2号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1

(削る)

(7) (略)

(加える)

(加える)

12～14 (略)

(加える)

～略～

(8) 法附則第15条第44項に規定する条
例で定める割合 3分の1

(9) 法附則第15条第45項に規定する条
例で定める割合 3分の2

12～14 (略)

(平成30年度分及び平成31年度分の軽自
動車税の税率の特例)

15 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動
車に対する第29条の規定の適用につい
ては、当該軽自動車平成29年4月1日か
ら平成30年3月31日までの間に初めて道
路運送車両法第60条第1項後段の規定に
よる車両番号の指定(以下この項におい
て「初回車両番号指定」という。)を受
けた場合には平成30年度分の軽自動車
税に限り、当該軽自動車平成30年4月1
日から平成31年3月31日までの間に初回
車両番号指定を受けた場合には平成31
年度分の軽自動車税に限り、当該各号に
掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号
に掲げる表の左欄に掲げる規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右
欄に掲げる字句とする。

(1) 法附則第30条第6項第1号及び第2
号に規定する3輪以上の軽自動車
前項第1号の表

(2) 法附則第30条第7項第1号及び第2
号に規定する3輪以上の軽自動車(ガ
ソリンを内燃機関の燃料として用い
るものに限る。次号において同じ。)
前項第2号の表

(3) 法附則第30条第8項第1号及び第2
号に規定する3輪以上の軽自動車(前
号の規定の適用を受けるものを除
く。) 前項第3号の表

～略～

(改正附則)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、附則に1項を加える改正規定は、

平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第20条の3の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。